

スペインにおける言語状況と言語教育

川上茂信

1. スペインの言語状況概観

1.1. 自治州体制

1.1.1. 多言語性と憲法

1.1.2. 自治州の成立

1.1.3. 自治州公用語

1.1.4. 尊重と保護の対象

1.2. 話者人口

2. 言語教育

2.1. 公教育における固有の言語

2.2. 公教育における英語の早期導入

2.3. 大学と外国語教育

2.3.1. セビーリャ大学語学センター

2.3.2. サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学現代言語センター

2.3.3. 理念と現実

1. スペインの言語状況概観

1.1. 自治州体制

1.1.1. 多言語性と憲法

スペインはEU域内の多くの国と同様多言語国家である。ローマ帝国支配によるラテン語化以前にも複数の言語が話されていたことが碑文などで確認されているが、その中で現在まで命脈を保っているのはバスク語のみで、他はラテン語から派生したロマンス諸語に属する。

図1にある言語名でいえば、西からガリシア語、バブレ語、スペイン語、アラゴン語、アラン語、カタルーニャ語、バレンシア語ということになる。なお、中東欧諸国とは異なり、スペインではジプシーの存在は本稿で扱うレベルでの言語問題を構成しない。スペインのジプシーは事実上ジプシー語を話さないと考えてよい（久野 2005: 249）¹。

¹ スペイン・ジプシーの一般的呼称は「ヒターノ (gitano)」で、彼らを「ロマ」と呼ぶことについては問題が残る。

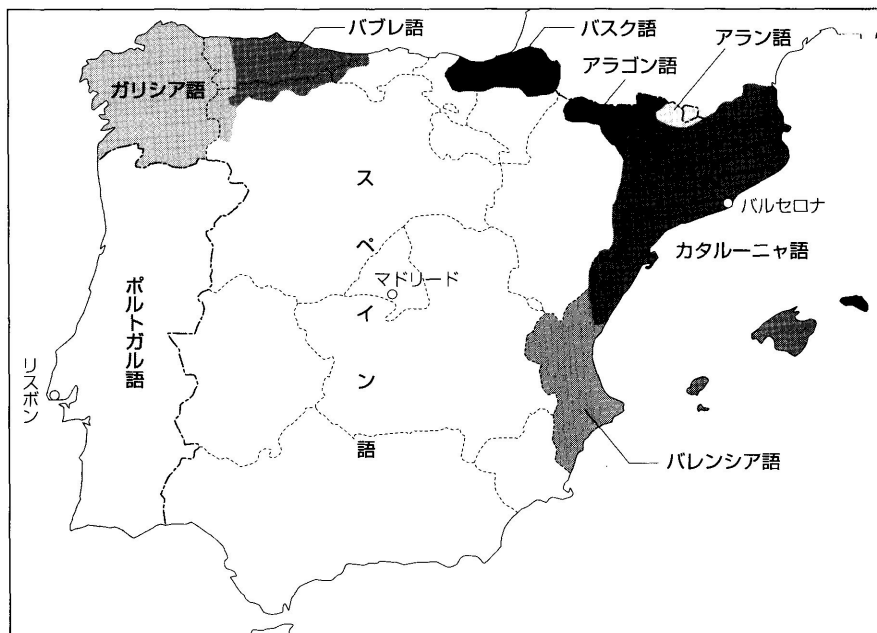


図1 スペインの言語 (坂東ほか 2007:34)

この多言語性が現行憲法（1987年）にどのように反映されているかを、まず見てみよう。
この憲法で公用語への言及があるのが第3条で、次のような規定になっている（BOE）。

1. El castellano es la lengua española oficial del Estado. Todos los españoles tienen el deber de conocerla y el derecho a usarla. （カスティーリャ語は国家の公用スペイン語である。すべてのスペイン人はこの言語を知る義務と使う権利を有する。）
2. Las demás lenguas españolas serán también oficiales en las respectivas Comunidades Autónomas de acuerdo con sus Estatutos. （その他のスペイン諸語も、それぞれの自治州内で、自治憲章の規定によって公用語となる。）
3. La riqueza de las distintas modalidades lingüísticas de España es un patrimonio cultural que será objeto de especial respeto y protección. （スペインのさまざまな言語様態が生み出す豊かさは文化遺産として特別な尊重と保護の対象になる。）

さて、この条文にはいささか奇妙な言葉遣いが見られる。それは「国家の公用スペイン語（la lengua española oficial del Estado）」という言い回しなのだが、「言語（lengua）」を「スペインの（española）」と「公用の（oficial）」という2つの形容詞が修飾している。この表現が含意するのは公用でないスペイン語が存在するということで、事実第2項には「そ

の他のスペイン諸語（*las demás lenguas españolas*）」という表現が見える。したがって、憲法の条文をもとにすれば、スペインの言語は次のように分類できることになる。

スペイン語	公用スペイン語	カスティーリャ語
	その他のスペイン語	カタルーニャ語
		バスク語
		ガリシア語
		・・・

表1 すべてのスペイン語？

後で見るように、カタルーニャ語やガリシア語、さらに系統不明のバスク語も自治州公用語の地位をもっているので、憲法の言う「スペイン語（*lengua española*）」に分類されるはずである。しかし、伝統的にはスペイン語と言えばカスティーリャ語のことを指し、その他の言語を含めた複数の言語を扱う際には「スペインの言語（*lenguas de España*）」という表現を使うのが普通である。日本で教えられている「スペイン語」も、やはりカスティーリャ語である。

上のような図式を見せられると、事情を知らない日本人ならカタルーニャ語やバスク語はスペイン語の「方言」であると思うかもしれない。実際、フランコ体制下（1939-1975）では「言語」と呼べるのはカスティーリャ語のみという考え方がとられ、同時に他の言語が弾圧され、スペイン語の「カタルーニャ方言」などという言い方が使われたりしたのだが、現行憲法が依拠しているのは、それとは異なる見方である。つまり、フランコ時代に唯一の「言語」とされ「スペイン語（*lengua española*）」の名を独占してきた言語は、他の言語と対等のひとつの言語に過ぎず、したがって「カスティーリャ語」と呼ぶべきだという主張と、カスティーリャ語は既に旧カスティーリャ王国の言語なのではなくスペイン全体の言語であり、したがって「スペイン語」なのだという伝統的な考え方の対立が背景にあり、折衷案として出てきたのがこの条文の表現なのだ。そのため、言語名は「カスティーリャ語」だがそれは「（公用）スペイン語」であるという分かりにくい言い回しが採用されることになった。

本稿では、以降、スペイン国家の公用語である言語をカスティーリャ語またはスペイン語と呼ぶ。後者をカタルーニャ語など他の「スペイン諸語」を指すためには用いない。

1.1.2. 自治州の成立

スペインの憲法は国家の公用語をカスティーリャ語と定め、さらに自治州レベルでの公用語制定の可能性を保証した。現在のスペインは17自治州と2自治都市に分かれ、そのどれかに属さない地域はない。しかし、憲法制定の時点では具体的にどのような自治州がどれだけの数成立するのかは決まっておらず、必ずしもすべての領土が自治州に分割されることが想定されていたわけではなかった。「憲法制定時に自治の対象と想定されたのは三地域であろう。開かれた自治の道が、三地域以外に適用されるか否かは、憲法ではなく、その後の政治過程にゆだねられた（中塚 2002:55）」ので、各自治州の成立も同時ではない。

自治州・都市	自治憲章制定年月
カタルーニャ	1979/12
バスク	1979/12
ガリシア	1981/04
アンダルシア	1981/12
アストゥリアス	1981/12
カンタブリア	1981/12
ラ・リオハ	1982/06
ムルシア	1982/06
バレンシア	1982/07
カナリアス	1982/08
カスティーリャ・ラ・マンチャ	1982/08
ナバーラ	1982/08
アラゴン	1982/12
バレアレス	1983/02
エストレマドゥーラ	1983/02
カスティーリャ・イ・レオン	1983/02
マドリード	1983/02
セウタ	1995/03
メリーリャ	1995/03

表 2 自治州の成立（中塚 2002: 57; BOE より作成）

中塚が「三地域」と言っているのはカタルーニャ、バスク、ガリシアのことで、これらの3州は、スペイン内戦以前の第二共和制下、自治権を獲得していた歴史があり、またカスティーリャ語以外の言語が話されている地域でもあり、この事情を念頭に置いて憲法は自治州の成立と自治州公用語の制定を保証したことになる。

1.1.3. 自治州公用語

前述のように、自治州の中には固有の言語を持ち、ナショナリズムを発展させてきた歴史を有する地域もあれば、少なくとも自治州成立時にはそのようなまとまりを根拠づける要素がない地域もある。そこから予想される通り、すべての自治州が独自の公用語を持っているわけではない。つまり、スペインにはカスティーリャ語の単一公用語地域とカスティーリャ語に加えて自治州の公用語を持つ二重公用語地域があることになる。

自治憲章で公用語を定めているのは以下の地域である。これらの言語は、同時にそれぞれの地域の「固有の言語（*lengua propia*）」とされている。

州	憲章制定（改正）年	言語（カスティーリャ語での呼び名、固有の言語での呼び名）
カタルーニャ	1979（2006）	カタルーニャ語（ <i>catalán, català</i> ）
		アラン語（ <i>aranés, aranés</i> ）2006年から
バレアレス	1983（2007）	カタルーニャ語（ <i>catalán, català</i> ）
バレンシア	1982（2006）	バレンシア語（ <i>valenciano, valencià</i> ）
バスク	1979	バスク語（ <i>euskera, euskara</i> ）
ナバーラ	1982	バスク語（ <i>vascuence, euskara</i> ）
ガリシア	1981	ガリシア語（ <i>gallego, galego</i> ）

表3 固有の公用語を持つ自治州

アラン語はオック語の1変種で、ピレネー山脈沿いのアラン渓谷で話されている。1979年の自治憲章では保護・振興が謳われるのみだったが、2006年の憲章では公用語として認められた。

バレンシア語は大方の見方によればカタルーニャ語のバレンシア方言である。しかし、一部に根強く存在する反カタルーニャの気風も相俟って、これが独立した言語だという主張がある。論争に決着がついているわけではないが、憲章の条文では *el valenciano* が選ばれた。なお、バレンシア自治州は、言語政策上、カスティーリャ語地域・バレンシア語地域・二言

語併用地域に分けられている。

バスク語については、バスク自治州の憲章ではバスク語からの借用語 *euskera* となっており、ナバーラ自治州ではカスティーリャ語の言い方である *vascuence* が用いられている。しかし、言語としては同一のものという認識で、両者ともバスク語アカデミー

(Euskaltzaindia) が定める規範を標準語として認めている。なお、バスク語における名称は方言差によるバリエーションがいくつかあり、カスティーリャ語に入った *euskera* はスペインで広く用いられている語形だが、標準バスク語では *euskara* という形が採用されている。ナバーラ自治憲章におけるバスク語の扱いは、別途定めるバスク語地域において公用語とする、という形になっている。

1.1.4. 尊重と保護の対象

アストゥリアス自治州では、アストゥリアス語（自治憲章条文では *bable*）の保護・振興を謳っているが、公用語とはしていない。また、アラゴンでは自治州内の言語や言語様態 (*lenguas y modalidades lingüísticas*) の保護・振興を謳っている。具体的な言語名は挙げていないが、州北部で話されているアラゴン語と、東部のカタルーニャと境を接する地域のカタルーニャ語が念頭にあると考えられる。アストゥリアス語もアラゴン語も、スペイン文献学の伝統では言語ではなく方言とみなされている。

1.2. 話者人口

次に、固有の言語の話者人口を見る。

自治州	母語話者数	人口比 (%)	
		州内	スペイン全体
カタルーニャ	2,846,000	50	
バレアレス諸島	421,000	64	
バレンシア	1,492,000	40	
バスク	405,000	20	
ナバーラ	45,000	9	
ガリシア	1,515,000	55	
計	6,724,000	43	18

表4 固有言語の話者人口 (Etxebarria 2002: 83)

母語話者ベースでは、各自治州ともそれほど割合が高いわけではない。最も多いのがバレアレスの64パーセントで、5割を超えるのがガリシアとカタルーニャである。バレンシアは前述のようにカスティーリャ語地域が存在するため、バレンシア語地域だけを考えれば割合は高まるだろう。ナバーラについても同じことが言える。

固有の言語を持つ自治州の合計では43パーセントで、二重公用語地域の人口のうち固有の言語を母語とする人が半数に満たないということになるが、自治州ごとに異なる事情もあるので、この数値から何らかの結論を導き出すのは難しい。スペイン全体では、固有の言語の母語話者が18パーセントいるということだが、裏を返せば8割以上はカスティーリャ語の母語話者だということで、多言語国家とはいえ人口の上からは圧倒的にカスティーリャ語が優勢なのである。

しかし、ふたたび各自治州に目を転じれば、地域内で母語話者が半数程度だとしても、非母語話者を含めて見れば固有の言語の運用力を持った人口は大幅に増える。

	カタルーニャ	バレンシア	バレアレス	ガリシア	バスク	ナバーラ
話す	79	55	72	89	28	16
理解する	18	34	21	10	15	7
理解しない	3	11	7	1	57	77
計	100	100	100	100	100	100

表5 固有の言語の運用力 (%) (Etxebarria 2002: 86)

ガリシア、カタルーニャ、バレアレスでは固有の言語を話せる割合がかなり高い。バレンシア、バスク、ナバーラは他の3州に比べて低いですが、それでも母語話者の数を超えている。全く理解しないという人口はナバーラで高いが、バスク語地域が州内の一部に限定されていることが要因のひとつであろう。

この数値は、固有の言語が自治州の公用語であり、教育に導入されていることを考えれば当然だとも言える。しかし、特にガリシア語の場合、フォーマルな教育を受けなくてもある程度の理解が可能ほどカスティーリャ語に近い言語であるという点も見逃せない。同様に、バスク語の数値が他の言語よりも極端に低いのは、母語話者の割合が低いのに加えて、言語構造がカスティーリャ語と大きく異なり、習得には意識的な学習が必要だという理由が挙げられるだろう。

さて、固有の言語の運用能力は、母語話者でなくともある程度身に付いているということは分かったが、運用能力と実際の使用は別である。例として、実際にテレビを見る言語につ

いての統計を見てみよう。

	カタルーニャ	バレンシア	バレアレス	ガリシア	バスク	ナバーラ
固有の言語	31	12	10	14	21	8
カスティーリャ語	28	53	57	42	44	52
両方	41	33	32	40	31	25
無回答	--	2	1	4	4	5
計	100	100	100	100	100	100

表 6 実際にテレビを見るのに優先させる言語 (CIS 1994: 36)

テレビを見る際に好む言語と言っても、実際にある言語で放送されている番組の中に見たいものがあるかどうか、といった要因にも左右されるので、必ずしもその言語でテレビを見る意志と重なり合うわけではない。しかし、運用能力はあっても、あるいは母語話者であっても、固有の言語でテレビを見ないという人々がかなりいるということが見て取れる。

その意味では、実数は少ないけれどもバスクやナバーラの数値が母語話者の割合に近いという点が注目に値する。固有の言語を使おうとする態度が、他の地域よりも強いと言えるかも知れない。

2. 言語教育

2.1. 公教育における固有の言語

固有の言語に関わる各自治州の政策は多岐にわたり、また州ごとにそれぞれ特色がある。もっとも先鋭的なのがカタルーニャで、2006 年の自治憲章では、

固有の言語の性格や機能に言及し、「行政およびカタルーニャの公的メディアにおける通常的で優先的な使用言語であり、同様に、教育における伝達手段としてまた学習用として通常使用される言語である」と規定する。同憲章は、さらに、欧州連合でカタルーニャ語の公用性が認められ、国際組織などにカタルーニャ語が浸透することを求め、あわせて、他のカタルーニャ語地域とのコミュニケーションや協力を促進するよう定めている。（中嶋 2008:127）

ここで注目すべきなのは、カタルーニャ語を「通常的で優先的な使用言語（la lengua de uso normal y preferente）」としているところである。これは、カタルーニャ語をカスティー

リャ語よりも優先させるという意味に他ならない。また、学校教育においてもカタルーニャ語は教育対象であるのみならず、それによって教育が行なわれる（vehicular）言語とされている。

カタルーニャにおけるカタルーニャ語のイマージョン教育はよく知られている。初期には「カスティーリャ語を母語とする父兄数十人によって言語選択の自由を根拠とする違憲立法訴訟が提起された（竹中 2005:43）」こともあったが、「1994 年、憲法裁判所により最終的に合憲判決が下され（ibid.）」、現在では十分に定着し機能している。

それに対して、隣のバレンシア自治州では、カスティーリャ語地域とバレンシア語地域に分けた上で教育政策を実施している。一部イマージョン教育も実施されているが、可能なプログラムの 1 つに過ぎない。また「学校教育におけるバレンシア語の学習者はたしかに年々増加しているが、バレンシア語での授業はまだ全体のおよそ 20%（2001 年）に過ぎない。えに、近年は中等教育で増加率が停滞気味で（坂東 2005:80）」あるという。

ガリシアについても、「言語正常化法があるにもかかわらず、学校はガリシア語化というよりもカスティーリャ語化されている（浅香 2005:140）」という観察がある。私が 2008 年 3 月にインタビューした、サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学現代言語センターのガリシア語教員も、ガリシアの公教育におけるガリシア語導入は完全に失敗していると述べている。

このような差異が生じるのは、まず公教育の政策が各自治州の権限であるからで、カタルーニャのように早くから一貫してカタルーニャ語を優先させる政策を推進してきた州もあれば、公用語としての規定はあっても具体的な教育政策の中で固有の言語の使用を促進する方策を取ってこなかった州もある。

2.2. 公教育における英語の早期導入

スペインでは 2008 年 3 月に総選挙が行なわれ、4 月に社会労働党ロドリゲス・サパテーロ首相 2 期目の政権がスタートした。ロドリゲス・サパテーロは、選挙期間中から英語教育の充実を公約に掲げ、国会における首相就任演説でも英語力の強化を目指す政策を実行に移すと明言している（Moncloa1）。

2008 年秋からの教育年度において、政府は外国語の会話クラスのために 2753 人の外国人アシスタントを採用したが、そのうち 2099 人が英語のクラスのためだった。これらのアシスタントのうち、50 パーセントが中等教育、45 パーセントが初等教育の学校に配置されたという。前述のように公教育のプログラムは各自治州がそれぞれ組み立てており、政府の援助による分を超えてアシスタントを雇用する場合は、自治州の負担において行なうようにな

っている（Moncloa2）。

英語による授業の導入も、自治州によって具体的な状況は異なるものの、イマージョン教育のプログラム等が具体化しつつあるようである。

2.3. 大学と外国語教育

スペイン政府や自治州が取り組んでいる英語教育の重視政策は、EU において CEFR が推進しようとしている多言語主義と密接なつながりがある。一見英語中心主義を強化する動きのように見えるし、またその側面も否定できないが、理念的には EU の市民が母語以外の言語でのコミュニケーション能力を身につけるという「多言語・多文化」教育の一環である。

今回（2008 年 3 月）の調査では、実際に複数の言語の教育に携わっている大学の機関において、その理念がどのように捉えられ、実践に移されているかに注目して聞き取り調査を行った。対象としたのは、固有の言語を持たない単一言語地域にあるセビーリャ大学の語学センターと、ガリシア語を公用語とする二重公用語地域にあるサンティアゴ・デ・コンポステーラ大学の現代言語センターである。

2.3.1. セビーリャ大学語学センター

セビーリャ大学の語学センター（Instituto de Idiomas, Universidad de Sevilla）では、ドイツ語、アラビア語、スペイン語、フランス語、ギリシャ語、英語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語の授業を開講している。一般の受講生の他、セビーリャ大学の学生が自由科目（libre configuración）として聴講している。

今回の調査では、日本語担当の日本人教員にインタビューを行なった。

当初のこちらの意図は、言語センターのカリキュラムに CEFR がどのように活かされているか、また EU 諸国の公用語ではない日本語のカリキュラムはどのような形でセンターの方針の中に組み込まれているかを確認することであった。しかし、調査時に同センターのスタッフが追われていたのは、EU 域内で学生が取得した単位の互換性を保証する ECTS

（European Credit Transfer and Accumulation System）への対応であった。スペインの大学での単位制度は大学改革法（LRU, Ley Orgánica de Reforma Universitaria）に基づくもので LRU 単位と称されるが、これは機械的に ECTS で置き換えることができない。従って、個々の授業科目ごとに ECTS への対応を決定する必要があるとのことであった。

ECTS に基づく単位互換制度は、EU 域内での学生の移動を容易にし、多言語学習環境の整備に資するはずである。そこでは、当然 CEFR が提供する共通の枠組みで授業のレベルが決定され、例えばスペインでドイツ語の A1 レベルを習得した学生がイタリアで A2 レベルの

授業を受講するということが可能になるはずである。しかし、ことはそう単純ではない。CEFR のレベル記述はかなり抽象的でコース設計の自由度が高いし、たとえば A1 レベルと言っても具体的に何がどこまで出来ればそのレベルをクリアしたことになるのか、コース設計者や教員の裁量に任される部分が多い。従って、実際には CEFR のレベル設定が、異なる教育機関間の互換性を保証する枠組みとして、少なくとも現在は機能していないということであった。

また、現場の状況としては、教員が CEFR の掲げる多言語・多文化主義の理念を現実の授業で具体化していけるほどにはこの枠組みを理解しているわけではなく、単に A1 から C2 というレベル分けのシステムとして機能しているに過ぎないというコメントもあった。

日本語については、ECTS への対応はやらなければいけないので行なうが、CEFR に準拠したコース作りは難しいという。既存の教材が依拠している枠組みを CEFR の観点から評価するのが困難であること、日本語教育において大きな比重を占める漢字の扱いが問題になること、などが主な理由であった。

2.3.2. サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学現代言語センター

サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学の現代言語センター（Centro de Linguas Modernas, Universidade de Santiago de Compostela）では、ドイツ語、チェコ語、デンマーク語、フランス語、英語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、日本語、スペイン語、ガリシア語、カタルーニャ語が教えられている。固有の言語を持つガリシアの大学らしく、ガリシア語とカタルーニャ語のコースがある点が、セビーリャ大学と大きく異なる。

今回の調査では、センターの所長、ガリシア語担当教員、日本語担当教員の 3 人にインタビューすることができた。

所長が英語の専門家であったこともあり、ガリシア自治州の初等教育における英語教育についても質問したが、2008 年の秋からの導入に向けて準備中ということであった。

CEFR の理念と現実の授業についての質問に対しては、確かに現時点では現場の教員が CEFR の目指す多言語・多文化主義を十分に理解しているとはいえないが、これから少しずつその方向に進んでいくだろうという、楽観的な見通しを示した。

ガリシア語担当教員とのインタビューでは、英語の早期導入がカスティーリャ語とガリシア語の 2 言語教育にネガティブな影響を与える可能性について質問した。問題の英語プログラムはまだ本格的に始まっていないこともあり、具体的な見通しをきくことは出来なかったが、英語の導入については悪いとは思わないとのこと。ガリシア語の普及に力を注いでいる彼としては、多言語主義の立場から英語を一つの言語として拒否する理由はないということ

であろう。

一方、ガリシア州の初等中等教育におけるガリシア語については、前述のように成果がまるで上がっていないという評価であった。私の個人的な印象として、1998年に同地に滞在していたときよりも町中でガリシア語を耳にすることが多いというコメントをしたが、それに対しても積極的な評価はしていないようだった。これは、10年ぶりにガリシアを訪れてガリシア語のプレゼンスの増大を感じ取った外国人の印象と、日々ガリシア語を教えながら、期待通りには上向かないガリシア語の使用状況を見続けているガリシア人の印象の差ではあろうが、興味深い反応であった。

現代言語センターのガリシア語コースはCEFRに基づいてA1とA2のレベルを設定している。しかし、このレベル設定をどのようにコース内容として具体化していくかという段になると、多くの困難があるということであった。コースの性質上、複数の国の出身者を同一のクラスで教えることになるが、学習者の出身国によって勉強の仕方、得意なポイントなどが異なり、教え方もそれに合わせて考えていかなければならない。果たして普遍的に通用するようなA1の内容があり得るのか、という疑問さえ生まれる。このようなコメントが、CEFRを十分に理解した上でなされているのか検討する余地はあるだろう。しかし、いずれにせよ、現場が抱えている問題点に対してCEFRが即効性のある分かりやすい答えを与えていないことは事実であろう。

日本語担当の教員には、主にコース設計について話を聞いた。CEFRは意識しているということであったが、日本語能力試験とどう関連させるかが問題だということであった。調査時にはこれからの課題ということだったが、現在のコース案内では3レベルのコースをA1, A2.1, A2.2に分け、最も上のA2.2を日本語能力試験4級に対応させている。

2.3.3. 理念と現実

セビーリャとサンティアゴ・デ・コンポステーラで共通して見られたのは、EU域内でECTSやCEFRに基づいて教育システムの統合が現実に進みつつある中で、具体的な外国語教育プログラムの担い手は現場の問題を解決するのに精一杯という状況であった。もちろん、これをもってCEFRが上手く機能していないと判断してはいけないだろう。理念が浸透していくには時間がかかるし、システムの互換性にしても少しずつ向上していく可能性は充分にある。スペイン1国に限ったとしても、現在動きつつある状況の全貌を把握するのは困難である。性急な結論を出さずに観察を続ける必要があるだろう。

参考文献

- 浅香武和 (2005). 「ガリシア語」. 坂東, 浅香 (2005), pp. 135–150.
- 坂東省次 (2005). 「バレンシア語」. 坂東, 浅香 (2005), pp. 71–87.
- 坂東省次, 浅香武和 (編) (2005). 『スペインとポルトガルのことば』. 同学社.
- 坂東省次, 戸門一衛, 碓順治 (編) (2007). 『現代スペイン情報ハンドブック [改訂版] 』. 三修社.
- Centro de Investigaciones Sociológicas (CIS) (1994). *Conocimiento y uso de las lenguas en España*.
- Etxebarria, M. (2002). *La diversidad de lenguas en España*. Espasa, Madrid.
- 久野聖子 (2005). 「ロマ (2)」. 原聖, 庄司博史 (編), 『講座世界の先住民族-ファースト・ピープルズの現在-6 ヨーロッパ』, 第 13 章, pp. 239–256. 三元社.
- 中嶋茂雄 (2008). 『少数言語の視点から-カタルーニャ語を軸に-』. 現代書館.
- 中塚次郎 (2002). 「多元的国家体制の模索」. 立石博高, 中塚次郎 (編), 『スペインにおける国家と地域-ナショナリズムの相克』, 第 2 章, pp. 35–63. 国際書院.
- 竹中克行 (2005). 「カタルーニャのカタルーニャ語-言語正常化政策の道程と将来への展望」. 坂東, 浅香 (2005), pp. 37–57.

関連サイト

BOE (スペインの法令): <http://www.boe.es/>

憲法 (各言語版): <http://www.boe.es/aeboe/consultas/enlaces/constitucion.php>

自治憲章: http://www.boe.es/aeboe/consultas/enlaces/estatutos_autonomia.php

言語機関

スペイン語: Real Academia Española (<http://www.rae.es/>)

カタルーニャ語: Institut d'Esudis Catalans (<http://www.iec.cat/>)

バレンシア語: Acadèmia Valenciana de la Llengua (<http://www.avl.gva.es/>)

ガリシア語: Real Academia Galega (<http://www.realacademiagalega.org/>)

バスク語: Euskaltzaindia (<http://www.euskaltzaindia.net/>)

アストゥリアス語: Academia de la Llingua Asturiana (<http://www.academiadelallingua.com/>)

アラゴン語: Academia de l'Aragonés (<http://www.academiadelaragones.org/>)

セビーリャ大学: <http://www.us.es/>

語学センター: <http://www.centro.us.es/idi/php/index.php>

日本語コース: http://centro.us.es/secridi/progs08_09/jap_1.pdf

サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学 <http://www.usc.es/>

現代言語センター: <http://www.usc.es/idiomas/>

ガリシア語コース: http://www.usc.es/idiomas/galego/info_gal.htm

日本語コース <http://www.usc.es/idiomas/japones/index.html>

Moncloa (スペイン政府): <http://www.la-moncloa.es/>

Moncloa1: サパテロ 首相就任演説 <http://www.la-moncloa.es/presidente/intervenciones/sesionesparlamento/prsp20080408.htm>

Moncloa2: 外国語ティーティング・アシスタント記事 http://www.la-moncloa.es/serviciosdeprensa/notasprensa/mec/_2008/ntpr20081001_meysyd.htm